

	施策事業名	事務事業名	事務分掌	目的・成果	事業概要	担当課
4 豊かな環境を保ち継承するまち						
地球環境	環境教育・環境活動の推進	地球環境問題啓発事業	地球環境問題に対する市民の意識の高揚を図るため、啓発活動を行うこと。	市民に対し、啓発活動を行うことにより、地球環境問題に対する意識高揚を図る。	・環境アドバイザーの協力を得ながら、環境教育を推進する ・美しいまちづくりを推進するため、チームちょこ美やクリーンパートナーの活動の普及啓発を行う。 ・子どもエコクラブの普及に取り組むとともに活動を活性化させる。	環境総務課
		新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。	新環境クリーンセンターの循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。	資源循環利用及びエネルギー循環利用について、一体的に環境学習・環境啓発活動を実施し、循環型社会及び低炭素社会の形成に向けた市民の意識の向上を図るとともに、市民の交流及び健康増進に資するため、施設の利用促進を図ること。また、施設の維持管理を適切に行うこと。	・新環境クリーンセンター循環啓発棟(ふじかぐやの湯およびふじさんエコピア)の管理運営が適切に行われていることを確認する。 ・指定管理者と毎月業務報告会を行い、改善点があれば正指導を行い監督する。 ・市民活動団体との定期打ち合わせ会に参加し、ふじさんエコピアの有効活用を指定管理者に働きかける。	新環境クリーンセンター
自然・生活環境	自然環境の保全・再生	生物多様性地域戦略事業	生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るため、これらに関する計画を策定し、推進すること。	将来に渡り、豊かな生物多様性を保持していくため、事業の推進や市民意識の高揚させていくこと。	生物多様性ふじ戦略に基づき、多様な生物を知り、多様な生物や生態系をまもり、生物多様性に配慮した社会をつくるための様々な事業を実施し、戦略に定める指標管理により、進捗管理する。	環境保全課
	良好な生活環境の確保	環境保全推進事業	環境に対する市民等の意識の高揚を図るため、環境教育活動を行うこと。	環境に対する市民等の意識を高め、環境を改善できる行動を取ることができるように事業を行う。	・地域で行う環境学習会に職員または環境アドバイザーを派遣する。 ・市民に環境に関する情報を提供して、市民が自ら環境を改善に取り組むよう、自主的行動を促す。	環境保全課
循環型社会	廃棄物の3Rの推進	資源化促進事業	ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。	資源物の収集及び処理を行い、焼却処理する可燃ごみや直接埋立するごみ量を減らす。	・資源ごみとして、びん、ペットボトル、かん、金属、プラスチック製容器包装、乾電池、蛍光管、衣類・ふとん類、廃食用油(小学校のみ)を収集し、リサイクル処理すること。 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物5品目のリサイクル処理を行う。	新環境クリーンセンター
		ごみ減量化推進事業	ごみの減量化及び資源化に対する市民、事業者等の意識の高揚を図るため、啓発活動を行うこと。	市民・事業者がごみ減量・資源化意識を持ち、ごみの減量化が進むこと。	ごみの減量化及び資源化に対する市民、事業者等の意識の高揚を図るため、各種キャンペーンの実施、事業所や市民団体との協働による環境を守るための取組、出前講座、ごみ情報紙などを活用した啓発活動を行う。	廃棄物対策課
		品目別リサイクル推進事業	可燃ごみを削減するため、資源ごみのリサイクルを効率的に推進すること。	資源物の効率的な回収システムを構築し、資源回収量を増やし、焼却処理する可燃ごみや直接埋立するごみ量を減らす。	・資源物が適正に分別されるよう、収集体制、処理ルートを確認したうえでリサイクルを推進し、可燃ごみ・埋立ごみの減量化を図る。	廃棄物対策課
	廃棄物適正処理の推進	家庭系一般廃棄物収集指導事業	市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物を計画的かつ効率的に収集すること。ごみ出しルール遵守の指導活動を進めること。	・ごみ収集日に家庭ごみの収集を安定的かつ確実に実施すること。 ・指導活動を行い、ごみ出しルールを遵守していただくよう市民の皆様に啓発すること。	家庭から排出される一般廃棄物を迅速に効率良く収集する。市民に正しいごみの排出方法を理解してもらい、ごみの収集運搬が円滑に行われるよう指導活動を行う。車両の点検整備を確実に、収集作業に支障を与えないようにする。	新環境クリーンセンター
		不法投棄対策事業	富士・愛鷹山麓地域の美しい自然環境を保全するため、不法投棄の未然防止並びに不法投棄物等の撤去及び回収を進めること。	不法投棄の未然防止と管理者による適正管理が推進されること。	・自己所有地及び管理地の清潔の保持を呼びかけ、不法投棄防止の看板や柵の設置など防止対策の実施を促し、ポイ捨てを含む不法投棄を防止し、発生した場合の不法投棄物の早期発見に努め、投棄現場や管理が不適正な土地の早期改善を指導することにより生活環境を保全する。 ・職員による不法投棄監視パトロールの実施、市不法投棄監視パトロール隊との連携など監視活動を強化するとともに、警察等の取締機関や県、隣接市町などの関係機関と連携して組織的な対応を実施する。	廃棄物対策課
	安全で安心できる水道水の持続的な供給	上下水道広報活動事業	上下水道事業の情報を市民に周知するため、広報活動を行うこと。	上下水道事業に係る情報を提供することにより、上下水道事業への理解を深めてもらうこと。	・情報公開用パンフレットの作成・配布 ・上下水道のPRのための啓発活動 ・副教本「水道のはなし・水をきれいにするはなし」の作成・配布 ・上下水道出前講座の実施 ・下水道いろいろコンクールの開催 ・関係団体との連絡調整協議	上下水道営業課
		水道防災対策事業	災害時に迅速かつ確実に対処するため、応急給水、応急復旧その他の防災対策を講ずること。	災害時における応急給水、応急復旧等体制の整備を図ること。	・水道事業継続計画(BCP)の更新と職員及び関係機関への周知 ・応援事業体等の受入体制の整備 ・防災用品の調達・在庫管理	上下水道営業課
	生活排水対策の推進	浄化槽適正維持管理推進事業	浄化槽の機能を維持するため、適正な指導を行うこと。	浄化槽設置・管理状況の台帳管理が徹底され、法定点検等適正な維持管理がなされている浄化槽が増えること。生活排水が良好に処理され、海や川の水がきれいになること。	富士市生活排水処理長期計画に基づき、市内設置浄化槽の適正維持管理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 ・法定検査等の適正維持管理指導 ・浄化槽維持管理費補助金交付要綱に基づく補助金交付事務 ・富士市浄化槽連絡協議会の運営	生活排水対策課
下水処理場管理運転事業		・水質汚濁防止法及び下水道法に適合した処理水質を確保するため、下水処理場を運営すること。	迅速かつ計画的に事務処理を行い、良好な管理運転業務・水質管理業務を整備すること。	・汚泥処分計画の策定・実施 ・機能の適正化を図る修繕・工事等の実施 ・円滑な地元住民協議の実施	下水道施設維持課	
下水道維持管理事業		公共下水道の機能及び構造を保全するため、下水道管渠等の適切な維持管理を行うこと。	公共下水道を維持管理し、機能及び構造を保全すること。	下水道管路の調査、点検、清掃及び修繕、マンホールの鉄蓋取替え、市民からの通報による苦情の対応、パトロールの実施等	下水道施設維持課	
不明水対策事業		公共下水道施設の機能を適正に維持するため、雨天時浸入水、地下水浸入水その他の不明水に係る対策を行うこと。	不明水対策を行うことにより、有収率の向上及び公共下水道の機能を適正に維持すること。	・不明水に関する調査の実施 ・排水設備の老朽化等による破損・誤接続等の指導 ・雨水排除禁止の啓発・指導 ・下水道管路施設(本管、取付管、公共ます、マンホール蓋、伏越し管等)の不明水対策	下水道施設維持課	